

桑名市水道事業における ウォーターPPP導入に向けた事前調査結果の公表



令和8年5月

桑名市 上下水道部 水道課

本紙の目的

- 桑名市では、水道事業をより良いものとするために**ウォーターPPP導入**を検討しており、令和8年度に企業の皆様から幅広い意見をいただくためのサウンディング調査を実施予定です。
- 本紙は、そのサウンディング調査に先行して、本市が選定した業種の異なる複数の企業様に対して実施した「**事前調査**」の結果について共有させていただくものです。
- なお、本市では、官民連携手法として**ウォーターPPPLレベル3.5**の採用を想定しています。

目次

1. 実施概要	p.3
2. ウォーターPPPLレベル3.5への参加可否	p.4
3. 桑名市にとって最適なウォーターPPPLレベル3.5手法	p.5
4. 統括管理の遂行可否	p.6
5. ウォーターPPP導入に当たっての懸念点	p.7
6. プロフィットシェアへの意見	p.8
7. その他	p.9



1. 実施概要

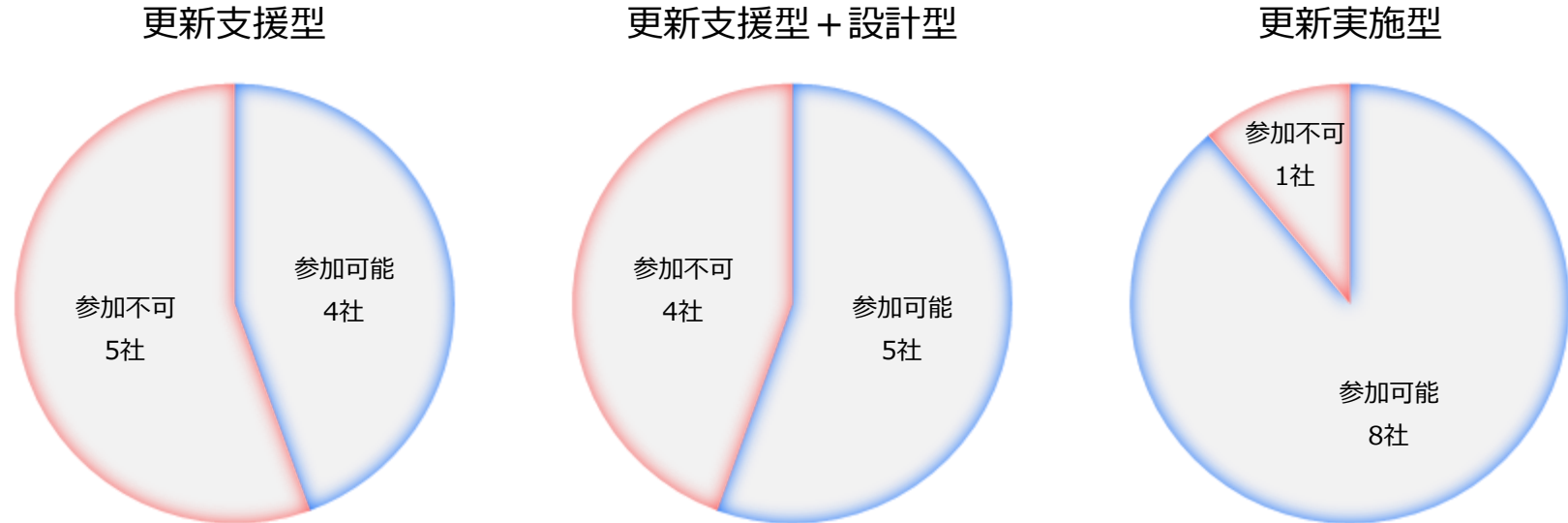
桑名市が選定した事業者に対して、アンケート調査に回答いただき、個別対話を通じて詳細を確認した

調査段階	調査目的
アンケート調査 R7.12.22～R8.1.16	<ul style="list-style-type: none"> ■ 抽出したスキームの実現可能性を確認するとともに、要望、意見を把握 ■ 市場の状態を把握するとともに、重要事項の確認に向けた準備を実施
ヒアリング調査 R8.2.16～17	<ul style="list-style-type: none"> ■ アンケート結果をもとに、課題解決に向けたスキーム構成に直結する重要事項について確認

業種	企業数
窓口対応・料金徴収	1社
運転管理・維持管理	1社
設備メーカー	2社
工事（施設）	2社
工事（管路）	2社
設計・CM（コンサルタント）	1社

2. ウォーターPPPLレベル3.5への参加可否

「更新支援型」、「更新支援型＋設計型」、「更新実施型」それぞれへの参加可否

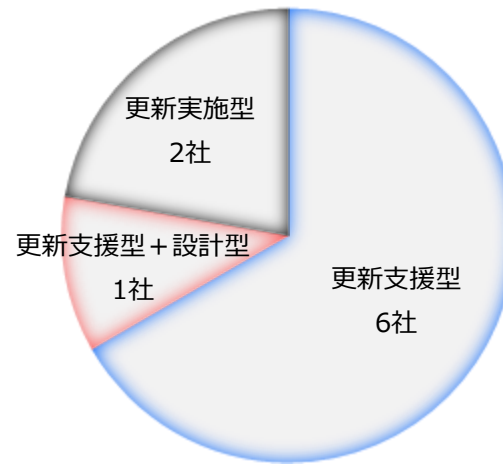


- 事業規模を拡大することで参加できる業種の幅が広がるため、**更新実施型**にて参加を可能とする企業が最も多かった
- 対象とする業務等の詳細は「事業説明書p.17～24」を参照

3. 桑名市にとって最適なウォーターPPPLレベル3.5手法

参加可否によらず、桑名市水道事業にとって最適と考える手法

最適と考える手法

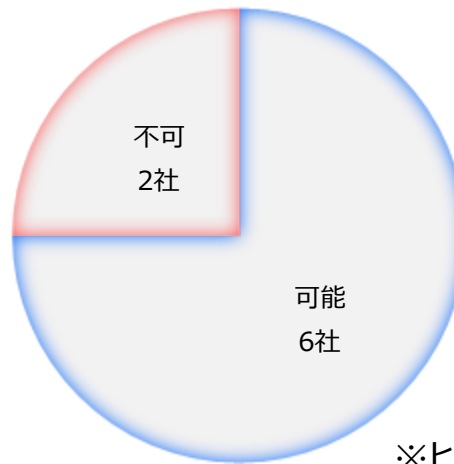


- 参加可否の結果と異なり、**更新支援型**の選択が最も多かった
選択理由：事業規模が最も小さく、官民双方の**リスクが最小限**になるため
- 更新実施型におけるリスク回避策：管路更新部分に対して、「**前半5年を更新実施型、後半5年を更新支援型**」で契約し、前半5年の事業状況を踏まえたうえで、後半5年は実施型への変更契約も可能とする新たな手法を検討している

4. 統括管理の遂行可否

統括管理業務（事業の窓口的役割）の遂行可否

統括管理業務の遂行可否












※ヒアリング調査を行った8社の回答

- 多くの企業が**遂行可能**と回答したが、以下の意見が挙がった
 - ✓ 主たる業務（事業費割合の大部分）を担っている必要がある
 - ✓ 統括管理業務に係る費用が予算として計上されている必要がある
 - ✓ 同時多発的に契約締結が予定される他都市のウォーターPPP事業との調整が必要となる

5. ウォーターPPP導入に当たっての懸念点

桑名市においてウォーターPPPLレベル3.5を導入する場合に考えられる懸念点

懸念点	選択企業数（9社中）
①事業規模が過大	2社 
②事業規模が過少	1社 
③物価変動への対応	7社 
④事業実施のための人員を確保できない	5社 
⑤対象業務や業務範囲によっては、技術力不足、ノウハウ不足などの懸念がある	6社 
⑥中小企業や地元企業との連携に不安がある	5社 
⑦大規模企業との連携に不安がある	3社 
⑧地元企業の参入機会・受注業務が減少する	1社 
⑨災害発生時の迅速な対応が困難	0社
⑩参入できなかった場合の損失が大きい	3社 

■ 特に多く挙げられた③、④、⑤、⑥に対して、以下の対策を検討中

③への対策：対象業務の性質に応じ、**総価、単価、実費**による支払い形態を割り当て、個別の物価変動による影響を加味した精算手法について検討中

④、⑤、⑥への対策：R8年度に実施予定の事業説明会にて、企業間連携の基盤を整える機会となるよう、**参加者リストの共有**や**交流の場を設ける**ことを予定



6. プロフィットシェアへの意見

市が提示したプロフィットシェア（事業説明書p.25～30）への主な意見は以下のとおり

意見	民間企業の業務改善へのモチベーションとなるため、プロフィットシェアについては「5：5」以上で民間企業側への配分が望ましいと考えます。
市見解	プロフィットシェアは、官民双方で利益を享受することが目的であり、シェア割合をどちらか一方に大きく偏らせることは、本来の目的から逸脱すると考えます。 ただし、事業期間を超過し恒久的な費用削減による利益創出が官側に期待されるもの等、明確な理由が成り立つもので市が認める場合は、プロフィットシェアの設定割合を見直す可能性はあります。
意見	新技術等により得られるプロフィットのシェア率は開発投資等を考慮することを希望します。
市見解	開発投資等の費用を市が負担した場合、当該開発資産は市が著作権及び実用新案等の技術的知見に関する権利を有することになりますが、官民双方でこれを望むことはないものと推察されます。
意見	民間側の提案による要求水準の見直し等が発注者に許容されることが重要と考えます。
市見解	公募の段階にもよりますが、民間側の提案が市の有する課題に合致し解決しうるものであれば、公募要件の公平性を担保しうる範囲で、必要に応じ見直しを図りたいと思います。
意見	プロフィットシェアを技術提案書の評価対象から除くことを希望します。
市見解	市の有する課題の解決が期待されるプロフィットシェアを評価し、契約相手として迎えることは、公共調達の目的に合致するため、プロフィットシェアに関する技術提案を評価対象から除く特段の理由はないものと認識しています。

7. その他



アンケート時の質問に対する市回答は以下のとおり

質問	Q 公共下水道事業とのバンドリングは想定していないのでしょうか。 A 本事業においては想定していません。ウォーターPPPLレベル3.5の事業期間の終盤に、次期ウォーターPPPに関してバンドリングも視野に入れて検討を進める予定です。
----	--